

補助金の不正行為にご注意ください

「キャッシュバック」「キックバック」「実質”無料”」
などは不正行為の可能性があります

このような勧誘には要注意！

補助金を使えばタダで業務用
機械が購入できますよ！

※実質無料になるような取引は不正です！

一旦支払ってもらっ
た後でキャッシュ
バックします！

※キャッシュバックを
受けることは不正です！



計画内容もすべて
こちらで作成しま
すのでお任せくだ
さい！

※申請者自身で計画
していない補助事業
を申請することは
不正です！

不正行為について

補助金申請にあたって、以下の行為はすべて不正です。
不正行為と判断した場合、交付決定取消、補助金の返還請求等を行います。

①委託業者等に支払った費用を後日返金または減額されるといった、
キャッシュバック行為

(例)紹介料と称して第三者から「コンサル料」等を受け取る

②補助対象者以外が補助事業者の名義で申請手続きを代理で行う行為

(例)補助対象者が他社に情報共有して申請手続きを代行させる

③補助金で申請した購入物が実際は納品されていない、補助事業が実際
には遂行されていない行為

(例)申請計画にあった物品を購入していない／申請どおりの事業を実施していない
ちらしを1000部作成・配布する計画→データのみ作成、100部だけ作成など、申請計画と異なる行為

④同じ内容で国や自治体・その他団体などから、他の補助金や助成金を
受給する行為

(例)補助金受給を目的に同一の申請を異なる補助金や助成金の事務局に申請する

⑤補助事業者として不適切な行為

(例)補助金の要件を満たすため企業実体や補助事業内容等を偽装して申請する